

令和8年第6回定例教育委員会

令和8年6月30日（火）午後2時30分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川淳司	説明員	教育部長	佐藤学
	委員	麓美絵		教育部次長	廣田修
	委員	新館忠義		学校教育支援室長	
	委員	兼子弘詔			稲田征己
欠席者	委員	松田久美		総務課長	松井謙祐
				総務課参事	伊藤麻美
				総務課主幹	清水孝則
				学校教育課長	水口武
				教育支援課長	前田佑介
				教育支援課参事	米山昌樹
				給食センター長	三浦洋
				生涯学習課長	星野真
				スポーツ課長	松井正行
				情報図書館長	佐野之範
				郷土資料館長	堀井修
				セラミックアートセンター長	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	本田拓也
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 江別市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- (2) 令和8年第2回江別市議会定例会の一般質問について
- (3) 令和8年度江別市一般会計補正予算の査定について
- (4) 教育支援課所管事案について

2 審議事項

- (1) 令和8年議案第27号
江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱について
- (2) 令和8年議案第28号
江別市いじめ防止対策審議会委員の補欠委員の委嘱について
- (3) 令和8年議案第29号
教職員の事故に対する処分内申について
- (4) 令和8年議案第30号
教職員の勤務状況に対する処分内申について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和8年第7回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和8年第6回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は配付のとおりであります。開会前に確認いたしましたとおり、1の報告事項(4)教育支援課所管事案について、2の審議事項(3)議案第29号 教職員の事故に対する処分内申について、(4)議案第30号 教職員の勤務状況に対する処分内申については、秘密会で取り扱うこととし、公開案件終了後に行うことといたします。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を麓委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1)江別市教育委員会教育長職務代理者の指名について、私から報告いたします。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は、教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と定められており、教育長に事故がある場合などに事務に支障を来すことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。 この規定に基づき、令和8年6月30日付で麓美絵委員を教育長職務代理者に指名しましたので、報告します。 このことについて、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(2)令和8年第2回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。
佐藤部長	佐藤教育部長をお願いします。 令和8年第2回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。教育委員会関係分は、6月22日から24日にかけて、記載の計5名の議員から、一般質問がありました。 資料2ページをお開き願います。はじめに、高橋議員から、「社会教育について」、2点質問があり、1点目の「全ての市民を対象とすることへの基本的な考え方について」への答弁では、冒頭、社会教育総合計画の策定経緯や現行計画における基本目標などに触れたうえで、社会教育総合計画における基本目標の考え方については、文化・芸術に触れる機会の提供も含めて、全ての市民が対象であるものと認識している、と答弁しております。 2点目の「郷土資料館及びセラミックアートセンターにおける入館料等の減免について」への答弁では、郷土資料館、セラミックアートセンターの入館料等の減免状況や、多くの市民に来館してもらうための取組に触れ、議員が指摘する両施設の入館料等を無料とする規定が統一されていない点について、ホームページ等の表記を整理するほか、条例、規則の見直しに向けて検討していく旨、答弁しております。 次に、吉田議員から「学校給食について」、3点質問があり、1点目の「中学生への民設民営方式導入における課題解決に向けた取組について」への答弁では、本年2月に策定した「江別市学校給食の在り方基本構想」において、課題の一つに事業スキームの構築を挙げていることに触れたうえで、民設民営方式導入に向けた進捗状況について、4月以降、事業者ヒアリングのほか、道教委との協議、PTA連合会への説明などを実施してきており、7月からは児童生徒、保護者の意見募集や地元生産者へのヒアリングを実施する予定であり、概ねスケジュールに沿って進捗している、と答えています。 2点目の「民設民営方式における食育及びアレルギー対応の状況について」への答弁では、令和6年に実施したサウンディング型市場調査において、多様な食育プログラムやアレルギー対応品目拡大などの意見が事業者から出されたことに触れたうえで、こうした効果に加え、栄養教諭と民間事業者が連携することの相乗効果、アレルギー対応での代替食や除去食のバリエーションが増えるなどの効果が期待できる、と答えています。 3点目の「要求水準書の作成について」への答弁では、要求水準書に盛り込む必要がある項目に触れたうえで、民間事業者から質の高い提案を引き出すためには、市が求める事業の範囲や水準を明確に示すことが、重要であり、安全で安心な学校給食を安定的に提供できるよう要求水準書の作成に取り組んでいく、と答えています。これに対し、1点目の「民設民営方式導入における課題

解決に向けた取組」に関して、「ヒアリングを実施した事業者数とその選定について」再質問があり、答弁では、本年4月から実施しているヒアリングでは、令和6年度に実施したサウンディング型市場調査に参加した事業者3社から聞き取りを行っている、と答えています。次に、3点目の「要求水準書の作成」に関して、「要求水準書に記載する具体的な内容について」再質問があり、答弁では、現在、要求水準書に盛り込む目標や項目の詳細の検討を進めており、当市が力を入れている地場産野菜の使用率や、食育に関する取組のほか、アレルギー対応等について、より具体的な数値等を盛り込む必要があると考えている、と答えています。

次に、猪股議員から「次期江別市社会教育総合計画の策定に向けた取組について」、3点質問があり、1点目の「次期計画策定に向けた基本方針とスケジュールについて」への答弁では、冒頭、現行の社会教育総合計画で定める基本目標に基づき、各施策に取り組んでいることに触れ、次期計画の策定方針には、各施策の実施状況等の効果や課題についての、点検・評価結果を反映させていくこととしたうえで、社会や市民ニーズの変化を捉えるとともに、国や道の関連計画、市総合計画などとの調整を図り、実効性の高い計画を策定していく考えであること。また、今後のスケジュールについては、社会教育委員の会議等での精査、パブリックコメントを経て、令和10年度中に策定することを想定しており、その進捗状況としては、現行計画における令和7年度の推進状況を8月の社会教育委員の会議で報告する予定である、と答えています。2点目の「家庭教育の定義と社会的包摂の視点について」への答弁では、現行の社会教育総合計画における家庭教育の定義や、家庭のみならず地域全体で子供を守り育てる体制づくりを目指していることに触れた上で、現行計画にある昭和62年の制定当時のままとなっている江別市教育目標の解説部分の表現について、次期計画策定時に社会情勢に沿うよう記載内容を検討する旨、答えています。3点目の「不登校児童生徒の社会教育における学びの場の確保と位置づけについて」への答弁では、社会教育総合計画において、不登校に悩む児童生徒に対しては、学校と連携し、社会的自立に向けた適切な対応が求められるとしていることに触れ、不登校児童生徒の学びの場の確保における社会教育が担う役割に対する教育長の見解として、不登校児童生徒だけでなく、障がいなど様々な課題を抱える児童生徒を含め、全ての子ども達にとって、学校教育の枠に留まらず、社会全体で学びの場を確保することが重要であり、特に、居場所の確保や地域資源を活用した体験活動といった観点では、社会教育の果たす役割は大きいものと考えている、と答えています。

次に、三吉議員から、「不登校児童生徒への支援について」、2点質問があり、1点目の「支援につながりにくい不登校児童生徒へのアプローチについて」への答弁では、冒頭、当市の令和6年度不登校児童生徒数及び在籍率などに触れた上で、学校外の機関とのつながりのない児童生徒の状況を把握するため、不登校傾向にある児童生徒についての調査様式を、家庭でどのような様子で過ごしているのかわかるよう改め、学校では、家庭訪問等により全ての不登校児童生徒の生活や学習状況を確認し、この様式により報告している。こうした報告をもとに、スクールソーシャルワーカーによる学校外機関の紹介やスクールカウンセラーによる心のケアなどを進めてきており、今後も、一人ひとりの状況に応じた社会的な自立に向けた支援を進めていく、と答えています。2点目の「給食センターを活用した食事提供と居場所づくりについて」への答弁では、当市の給食が子ども達に好評であることから、給食の提供が不登校児童生徒の居場所づくりや外出のきっかけづくりの一つになり得ると考えている。給食センターでは、事前申込制で試食会などを実施しているが、給食を食べるスペースの確保が難しく開催回数は限られている。不登校児童生徒に対して、定期的に給食を提供することは困難であるが、年に数回程度、試食会と同様の形式であれば提供できると考えており、先進事例について、調査研究していく、と答弁しております。

最後に、石川議員から「生命（いのち）の安全教育について」、3点質問があり、1点目の「子供を取り巻くSNS・デジタル被害への認識について」への答弁では、冒頭、生命（いのち）の安全教育の目的や、性犯罪を含むSNSに起因する犯罪の被害児童生徒数が全国的に高い水準で推移し、被害の低年齢化が懸念される状況であることに触れ、当市でも、令和7年度に行った調査結果において、小学4年生以上の小中学生のインターネット通信機器の利用状況は、95%を超えているほか、「インターネットで知り合った人とやりとりをしたり、実際に会ったことがある」と回答した児童生徒もいることなどから、全国

	的な状況と同様に、トラブルに遭うリスクが増しているものと認識している、と答えています。2点目の「生命（いのち）の安全教育の取組と課題について」への答弁では、国が本年3月に改訂した教材及び指導の手引きに触れた上で、現在、市内小中学校では、保健や道徳などの授業のほか、学級活動において指導を行っている一方、限られた授業時数の中で、指導の手引きで挙げられている指導内容を全て扱うことは難しい状況にあることに加え、指導の際には、専門的な知識が求められるものと認識しており、生命（いのち）の安全教育の推進に当たっては、学校における授業時数の確保のほか、教員の指導力の向上や外部講師の活用による指導体制の充実が課題であると考えている、と答えています。3点目の「子供を守るための取組について」への答弁では、議員が質問で提案する、コミュニティスクールの導入経緯や主な役割に触れたうえで、コミュニティスクールでは、これまで、いじめや不登校、不審者への対応、インターネット・SNS上のトラブル防止などに関しても、意見交換が行われ、認識の共有が図られてきたほか、コミュニティスクールでの協議を経て、スマートフォンの使い方をテーマとした座談会や、登下校時の地域の方による見守り活動も行われてきている。こうした中、本年度から江別市地域学校協働活動推進事業を開始し、10月には地域と学校のパイプ役となる推進員をモデル中学校区に配置することとしており、引き続き、コミュニティスクールにおける協議や、地域学校協働活動推進事業を実施する中で効果的な取組について検討していく、と答えています。これに対し、1点目の「子供を取り巻くSNS・デジタル被害への認識」に関して、「子供たちを被害者、加害者、傍観者にさせないための教育・啓発について」再質問があり、答弁では、全ての小中学校で外部講師の活用による情報モラル教室や、教員の日々の指導を通じて、自分や他人のプライバシーを大切にすることなどを指導しているほか、「えべつスマート4ルール」の周知により、スマホやインターネットの利用方法について啓発を行っている。具体的な対処行動を取るための指導としては、情報モラル教育では、自らSOSを発することができる援助希求的な態度を養う指導も行われている、と答えています。次に、2点目の「生命（いのち）の安全教育の取組と課題について」再質問があり、答弁では、生命（いのち）の安全教育の自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身につけるという目的は、令和6年度から導入に向けて取り組んでいる包括的性教育と共通しているものと認識している。今年度、現場の教員が主体となり、年間指導計画や学習指導案を作成することとしており、こうした取組が、課題である授業時数の確保や指導体制の充実につながると考えており、子ども達の安全と健康を守る教育の充実に向け、生命（いのち）の安全教育の主旨を踏まえ、取り組んでいく、と答えています。
黒川教育長	以上です。 ただいま報告のありました、本件に対する質問等がございましたらお受けします。 （質疑なし） それでは、本報告について終了してよろしいですか。 （一同了承） 次に、報告事項（3）令和8年度江別市一般会計補正予算の査定についての報告を求めます。
松井スポーツ課長	松井スポーツ課長お願いします。 報告事項（3）令和8年度江別市一般会計補正予算の査定について、ご報告いたします。 資料をご覧ください。第2回市議会定例会に提出していた一般会計補正予算のうち、教育委員会所管分につきましては、財政部局の査定を経て、過日、市議会定例会において承認され、補正予算として確定いたしました。10款3項 中学校費、「中学校部活動サポート事業」の確定結果はお手元に配付している資料のとおりであり、教育部補正額の合計は、132万1千円の増額となるものであります。
黒川教育長	以上です。 ただいま報告のありました、本件に対する質問等がございましたらお受けします。 （質疑なし） それでは、本報告について終了してよろしいですか。 （一同了承） 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項（1）議案第27号 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についての説明を求めます。

米山教育相談 担当参事	米山教育相談担当参事をお願いします。 審議事項（１）令和８年議案第２７号 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。
黒川教育長	資料１ページをご覧ください。江別市青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議するほか、いじめの防止等に関し、関係機関及び団体の連携を図ることを目的に、江別市青少年健全育成協議会条例に基づき設置しております。当協議会委員は、２年間の任期で委嘱しており、現委員の任期が、本年６月３０日で満了となりますことから、今回、新たに委員を委嘱しようとするものであります。１の委員候補者は、２ページの委員名簿に記載のとおり、計１４人です。２の委員の任期は、令和８年７月１日から令和１０年６月３０日までであります。 以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 （質疑なし） それでは、議案第２７号 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 （一同了承） それでは、そのように承認いたします。
米山教育相談 担当参事	次に、審議事項（２）議案第２８号 江別市いじめ防止対策審議会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。 米山教育相談担当参事をお願いします。 審議事項（２）令和８年議案第２８号 江別市いじめ防止対策審議会委員の補欠委員の委嘱についてご説明申し上げます。
黒川教育長	江別市いじめ防止対策審議会は、江別市いじめ防止対策審議会条例に基づき設置するので、地域におけるいじめの防止等のための対策に関するほか、いじめの重大事態に係る事実関係の調査に関する事項について、教育委員会の諮問に応ずる機関であります。現在の委員の任期は、令和６年１２月１日から令和８年１１月３０日までの２年間ですが、本年７月１日から欠員が生じることとなるため、補欠委員の選考手続きを進め、１の補欠委員候補者に記載のとおり、江別医師会から推薦を受けた、日下勝博氏を新たに委嘱しようとするものであります。２の委員の任期であります、令和８年７月１日から、前任者の残任期間である令和８年１１月３０日までであります。３の委員名簿であります、新委員を含めた委員の名簿を、裏面の２ページに記載しておりますのでご参照いたします。 以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 （質疑なし）
松井総務課長	それでは、議案第２８号 江別市いじめ防止対策審議会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 （一同了承） それでは、そのように承認いたします。 続いて、３のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 松井総務課長をお願いします。
黒川教育長	次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、江別市立学校における働き方改革推進計画（第３期）の改訂について、不登校児童生徒数及びいじめの認知件数について、審議事項として、江別市社会教育委員の委嘱について、江別市文化財保護委員会委員の委嘱について、などを予定しております。 また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、７月３０日木曜日午後２時３０分からと考えておりますが、各委員の皆さま方のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、７月３０日木曜日午後２時３０分からということで、皆様よろしいですか。 （一同了承） ここで、説明員等退室のため暫時休憩いたします。 <秘密会につき会議録省略>

	以上をもちまして、令和８年第６回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)
--	--

終了 午後３時４０分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 麓 美絵